認定のメリット

認定を受けた事業主には、以下のようなメリットがあります。

1　認定の表示

えるぼし認定、プラチナえるぼし認定を受けた事業主は、厚生労働大臣が定める認定マークを以下のものに付すことができ、女性の活躍を推進している事業主であることをPRすることができます。

- **商品**
- 役務の提供の用に供するもの（サービス提供時に着用する制服など）
- 商品、役務又は事業主の**広告**（会社案内など）
- 商品又は役務の取引に用いる書類又は通信（**名刺**、封筒など）
- 事業主の営業所、事務所その他の事業場
- インターネットを利用した方法により公衆の閲覧に供する情報（自社のホームページなど）
- 労働者の募集の用に供する広告又は文書（**求人票**など）

認定を受けた事業主であることをPRすることにより、優秀な人材の確保や企業イメージの向上などにつながることが期待できます。

公共職業安定所（ハローワーク）求人票等における認定表示

求人票や求人情報画面にPRロゴマークとして表示することができます。
表示の仕方については、ハローワーク窓口にお尋ねください。

2　公共調達における優遇措置

えるぼし認定、プラチナえるぼし認定を受けた事業主は、公共調達で加点評価を受けることができ、有利になる場合があります。

＜参考配点例＞

評価項目例	認定の区分	総配点に占める割合（評価の相対的な重要度に応じて配点） 配点例			
		12%の場合	10%の場合	7%の場合	5%の場合
ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標	プラチナえるぼし	12	10	7	5
	えるぼし3段階目	10	8	6	4
	えるぼし2段階目（※1）	8	7	5	3
	えるぼし1段階目（※1）	5	4	3	2
	行動計画（※2）	2	2	1	1

（※１）労働時間等の働き方に係る基準は満たすことが必要。
（※２）常時雇用する労働者の数が100人以下の事業主に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）。

女性活躍推進法第24条及び女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針等に基づき、国の機関及び独立行政法人等は、総合評価落札方式又は企画競争による調達を実施する際に、えるぼし認定企業などのワーク・ライフ・バランス等推進企業を加点評価する取組を実施しています。

加点評価の具体的な内容は、各調達の問い合わせ先にお尋ねください。

3　日本政策金融公庫による融資制度

えるぼし認定を受けた事業主は、日本政策金融公庫の「働き方改革推進支援資金（企業活力強化貸付）」を通常よりも低金利で利用することができます。詳しくは、日本政策金融公庫のホームページをご参照ください。
https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/hatarakikata.html